

瀬戸市職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

平成28年5月31日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市規則第24号

瀬戸市職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則

瀬戸市職員の給与の支給等に関する規則（昭和39年瀬戸市規則第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(勤勉手当の支給) 第12条 <省略> 2及び3 <省略> 4 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。 (1) <省略> (2) 育児休業法第2条の規定により育児休業をしている職員（当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1か月以下である職員を除く。）として在職した期間 (3)から(9)まで <省略> 5から7まで <省略>	(勤勉手当の支給) 第12条 <省略> 2及び3 <省略> 4 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。 (1) <省略> (2) 育児休業法第2条の規定により育児休業をしている職員として在職した期間 (3)から(9)まで <省略> 5から7まで <省略>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。